

事 務 連 絡

令和8年8月7日

当組合指定

介護サービス等事業者 各位

大曲仙北広域市町村圏組合
介護保険事務所所長

電子申請届出システムにおける指定事業者以外の者の申請等の取扱い

日頃から介護保険事業に対し、御協力を賜り深謝申し上げます。

さて、電子申請届出システム（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第165条の7に規定するもの）における申請等については、規則により、指定事業者等が提出しなければならないと規定されていますが、業務委託等により、指定事業者以外の者（以下「委託先等」という。）が申請等を行うケースが見受けられます。

つきましては、委託先等が申請等を提出する際は、原則として、下記のいずれかの方法により行った場合に限り受理する取扱いとします。

記

- ① 指定事業者が、「GビズIDメンバーアカウント」を作成※のうえ、委託先等に当該アカウントを貸与し、委託先等が行う。
- ② 指定事業者が、別添の「電子申請届出システム利用に係る委任届出書」を当組合へ提出し、委託先等が行う。

以上

※ 以下のリンク等を参考にしてください。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf



担当 指導監査班

T E L 0187-86-3913

Email j-kansa@oskaigonet.or.jp